

# 美多彌神社奉賛会規約

## 第一章 総則

- 第一条 本会は美多彌神社奉賛会（以下、「本会」という。）と称する。
- 第二条 本会の所在地は、堺市南区鴨谷台一丁四十九番一号 美多彌神社（以下、「神社」という。）社務所内に置く。
- 第三条 本会則における用語は次に定めるところによる。
- 一、「責任役員会」とは、神社の氏子総代より選任された責任役員によって構成された会という。
  - 二、「総代会」とは、氏子総代によって構成された会をいう。
  - 三、「奉賛会」の役員会とは本会の役員会をいう。

## 第二章 神社組織上の地位

- 第四条 本会を責任役員会・総代会の下に置き、氏子組織と共に神社の一組織とする。

## 第三章 目的

- 第五条 本会は、会員各位・ご家族の安寧を祈願し、神社の財政基盤の確立と充実を図り、責任役員会・総代会と協力して神社の諸事業を実施し、以って祭神の神徳高揚を図り、神社の護持発展に寄与することを目的とする。

## 第四章 事業

- 第六条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一、会員を募り、本会の充実発展を図ること。
  - 二、会費及び寄付金を集め、神社の財政基盤を確立しこれを充実させること。
  - 三、総代会と協力して事業計画を策定し、神社の諸施設の拡充及び維持管理に努めること。
  - 四、その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第五章 会員

- 第七条 会員は、特別会員・正会員・賛助会員の個人会員及び法人会員とする。
- 第八条 本会の目的に賛同し、その事業に協賛する個人又は法人（各種団体を含む。）は氏子であるか否か、住所の何処かを問わず、自由な意思により入会し、個人会員又は法人会員となることができる。
- 第九条 会員は終身その地位にある。但し、自由な意思により退会することができる。
- 第十条 会員は、第十九条に定める年会費を納入しなければならない。

## 第六章 組織

- 第十一条 本会に次の役員を置き、これらの役員により役員会を構成する。
- 一、名誉会長 一名（宮司を充てる。）
  - 二、会長 一名（総代会の会長を充てる。）
  - 三、副会長 二名（うち一名は責任役員を充てる。）
  - 四、会計 一名
  - 五、幹事 若干名（責任役員を含む。）
  - 六、会計監査 二名
  - 七、顧問 若干名
- 第十二条 前条の役員は、本人の了解のもとに責任役員会が指名し、総代会の承認を得て宮司が依嘱する。各役員は責任役員、総代会の構成員との兼務を妨げない。
- 第十三条 役員任期は三年とする。但し、再任は妨げない。また、途中交代の場合は前任者の残任期間とする。
- 第十四条 役員は神社の神事に参列することができる。
- 第十五条 役員は、総代会と緊密な連携を図り、その総代会の総会、併せて神社の諸活動に参加することができる。
- 第十六条 役員会は年度ごとの事業計画とその報告並びに予算と決算を作成し、責任役員会に報告し、総代会の承認を受けなければならない。
- 第十七条 本会に地区委員をおく。
- 第十八条 前条地区委員は、総代並びにその他会員の中から本人の了解のもとに責任役員会が指名し、総代会の承認を得て宮司が依嘱する。また役員会と協力して本会の事業その他の活動を行う。

## 第七章 会計

- 第十九条 会費等は次に定めるところによる。
- 会費は年会費（年会費一括の自動引き落としまたは振込み）または月会費（年会費の分割・自動引き落とし）で選択する。
- \*年会費は入会時に各自の意思で決める額をいい、入会時その後は毎年四月に会費を納入する。
  - \*月会費は一口千円として入会時に各自の意思で決める額をいい、その後は毎月きまった日に引き落としされる。
- |      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| *年会費 | （個人会員） | 特別会員 | 三万円以上 |
|      |        | 正会員  | 一万円以上 |
|      |        | 賛助会員 | 三千元以上 |
|      | （法人会員） |      | 一万円以上 |

\*月会費 (個人会員) 特別会員 三口以上  
正会員 一口以上

二、寄付 随時受けることができる。

第二十条 会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日とする。

第二十一条 会計は、基本財産繰入金、事業費及び運営費とする。

第二十二条 会計は、年度ごとに会計監査を受け、その結果を責任役員会に報告し、総代会の承認を受けなければならない。

## 第八章 会員の特典

第二十三条 会員には「会員証の発行」とともに、次の特典を受けることができる。

- 一、新規入会時にご神前で入会の報告祭を執り行い、美多彌神社守護（御守）の授与をいたします。
- 二、特別会員・正会員・賛助会員・法人会員は境内に設けた奉賛会掲示板に会計年度ごとに会費、又は寄付金の額とともに氏名又は名称を記載した名札を掲げる。
- 三、特別会員は幣殿に設けられた掲示板に会計年度ごとに氏名を掲示のうえ、毎日執り行われる日供祭・毎月一日の月首祭・十五日の月次祭にて氏名を奉唱し、安全と繁栄の祈願を受ける。
- 四、正会員は幣殿に設けられた掲示板に会計年度ごとに氏名を掲示のうえ毎月一日の月首祭・十五日の月次祭にて氏名を奉唱し、安全と繁栄の祈願を受ける。
- 五、賛助会員・法人会員は名簿に住所・氏名又は名称を登載し、神社例祭においてその名簿をもとにその安全と繁栄の祈願を受ける。
- 六、特別会員・正会員・法人会員は年に一度、稲蓬菜を授与する。
- 七、特別会員・正会員・賛助会員・法人会員は年に一度、神札を授与する。
- 八、特別会員・正会員・賛助会員・法人会員は美多彌神社社報「美多彌の杜」を発行の度に送付す。
- 九、本会の事業報告及び会計報告を受けることができる。

## 第九章 その他

第二十四条 会員名簿、議事録、会計簿を社務所に備える。

第二十五条 本会則の施行について必要な細則を設ける。

第二十六条 本会則の改正は役員会の発議に基づき、責任役員会及び総代会の承認を得て行うものとする。

### 付則

本会は平成十七年四月一日より創立、本会則により施行する。

本会則は平成二十七年十一月二十八日から施行する。

## 美多彌神社奉賛会細則

### (総 則)

第一条 美多彌神社奉賛会（以下奉賛会という）規則第二十五条に則り、この細則を定める。

### (会員申込事項について)

第二条 ①会員は奉賛会規約第五章、第七条から第十条の基づき、入会希望者は「入会申込書（別紙1）」に必要事項を記入・記名の上申請をする。  
②内容確認の上、神職および責任役員会において認定し会員となることができる。

### (会員登録、会員証の発行・管理)

第三条 入会の証として、美多彌神社奉賛会会員登録とともに、会員条件を記載した「会員カード<個人番号>」を発行する。  
社務所あるいは受付場所においてにおいて、所持する「カード提示」により、会則に記載された会員特典を受けることができる。

### (暴力団関係及び反社会勢力その他課題の排除)

第四条 第二条にかかわらず、確認書にも記載の通り、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」とする）に属していると認められるときには、入会を受け付けないものとする。

第五条 前条の内容に虚偽の申告があった場合、あるいは状況変化が起きた場合会員となった後もその時点で会員資格を取り消すこととする。

第六条 役員、地区委員など、その中心的役割を果たす人選についても厳しい選考を必要とするが、自己申告による退任以外に、内部よりあるいは第三者よりの不適當である旨の意見具申や情報提供があった場合も、その内容を精査し、本人を除く責任役員会においてその役務を解任することができる。

### 付 則

この細則は平成二十七年十一月二十八日総代会において決議、施行する。  
この細則は、必要に応じて責任役員会において協議の上変更し、総代会に報告することとする。

美多彌神社奉賛会細則（別 紙 1）

美多彌神社奉賛会 殿

美多彌神社奉賛会入会申込書

美多彌神社奉賛会規約をはじめ確認事項の説明を理解し、本書記名をもって入会を申し込みます。

申込日	平成 年 月 日		
(ふりがな) ご芳名	(団体・法人の場合、ご代表者の肩書き・ご芳名までご記入下さい)		
ご住所	〒 —		
電話番号	— —		
F A X 番号	— —		
メールアドレス	@		
会員種別 ☑をご記入下さい	<input type="checkbox"/> 特別会員 (年会費三万円以上) <input type="checkbox"/> 正会員 (年会費一万円以上) <input type="checkbox"/> 賛助会員 (年会費三千元以上) <input type="checkbox"/> 法人会員 (年会費一万円以上)	会費 ☑をご記入下さい	<input type="checkbox"/> 年会費 (入会時・その後は四月に一括の自動引落とし) <input type="checkbox"/> 月会費 (一口千円とし毎月決まった日に自動引落とし)